

米原市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の活動原則（第3条～第5条）
- 第3章 議員の活動原則（第6条～第8条）
- 第4章 市民と議会の関係（第9条～第12条）
- 第5章 議会と市長等の関係（第13条～第15条）
- 第6章 委員会（第16条）
- 第7章 政務活動費（第17条）
- 第8章 議会の体制整備（第18条～第24条）
- 第9章 議員報酬および議員定数の見直し（第25条・第26条）
- 第10章 最高規範性および見直し手続（第27条・第28条）

付則

市民の代表機関としての米原市議会（以下「議会」という。）は、地方自治の本旨の実現と市民福祉の向上のために果たすべき役割がある。議会は、その持てる権能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行等を審議し、および評価する。自由かつ達な討議を通してこれらの論点および争点を明らかにし、公開することは、議会の使命である。このような使命を達成するため、議会運営のルールを遵守し、議会の公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会のあるべき姿をここに定め、本条例を制定する。

【解釈】

- 議会は米原市民の代表機関になります。
- 議会が果たすべき役割は、「地方自治の本旨の実現」と「市民福祉の向上」になります。
- 議会の使命は、その持てる権能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行のプロセスを審議、評価し、かつ、議会における自由かつ達な討議を通じてそれらの論点、争点を明確にし、市民に公開することになります。
- 議会の使命を達成するために議会運営のルールを遵守し、公正性、透明性を確保しながら市民に開かれた議会を目指してこの条例を定めることを明らかにしています。

<用語>

○地方自治の本旨

憲法第 92 条は、「地方公共団体の組織および運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と明記しています。これに伴い制定された法律が地方自治法（以下「法」という。）です。「地方自治の本旨」とは、一般に「団体自治」と「住民自治」の二つを意味するとされています。「団体自治」とは、自治体の権限が中央政府から独立して行使されなければならないという原理です。また、「住民自治」とは、自治体の権限は住民の意思に基づいて行使されなければならないとする原理です。よって、地方自治の本旨を本市に当てはめると、「自治体としての米原市が目指すべき自治のあり方は、市民の意思に基づいた自治体の運営」ということです。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方分権時代における自治体の自主自立による自治体経営の必要性から、議会および議員の責務ならびに活動原則その他議会の運営に関する基本的な事項を定めることにより公平、公正で透明な議会運営を図り、もって地方自治の本旨の実現および市民福祉の向上ならびに市勢の持続的発展に寄与することを目的とする。

【解釈】

□背景

地方分権時代の今日、自己の責任において自治体を経営するという、自治体の自主自立は必要不可欠なものとなっています。

□目的達成手段

目的達成のためには、議会、議員の責務を明らかにし、活動原則を明確にすることと議会運営の基本的事項を明確にすることが必要です。

□直接の目的

公正、公平、透明な議会運営を図ります。

□より高次の目的

地方自治の本旨の実現と市民福祉の向上ならびに市勢の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、または在学する個人および市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 政策等 米原市総合計画（基本構想および基本計画をいう。）その他重要な政策および計画をいう。

【解釈】

□市長等

法第138条の4第1項は、自治体にはその執行機関として、「長」・「法律に定める委員会または委員」を置くことと定めています。このうち「長」は、米原市を統括し、これを代表する（法第147条）と規定されています。この条例では、市長など行政の執行機関を、市長の自治体の総合統括権と代表権および、市長が選挙によって選ばれた者であることを勘案し、「市長等」と定義付けることとしました。

【用語】

○執行機関

執行機関とは、市長および法第138条の4第1項に規定する委員会または委員のことをいいます。本市には、法第180条の5に基づく教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会があります。

□政策等

総合計画は、市の政策の根幹をなすものです。総合計画に定める基本構想、基本計画および各行政分野の中で重要な計画や重要な施策を「政策等」と定義することとします。これには新規制定の条例を含む概念とします。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公平性、公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 自由かつ達な討議を行い、市政の課題に関する論点および争点を市民に明らかにするよう努めること。

(4) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たすよう努めること。

【解釈】

- 公平性、公正性、透明性の確保により、市民に開かれた議会を目指します。
- 市民の多様な意見を的確に把握することに努めるとともに、それを市政に反映させることに努めます。
- 議員間の自由かつ達な討議を通じて、市の課題は何か等の論点および争点を市民に分かりやすく明らかにすることに努めます。
- 議決権を行使することで、市の団体意思が決定されます。議会は、市長等が提案する政策等について、議決権の行使により市の進むべき方向性を決定する責任を有するということを深く認識し、市民に対する情報公開と説明責任を果たします。

(議会意思の形成)

第4条 議員は、議会が言論の府であり合議制の機関であることを深く認識し、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議会意思の形成に努めなければならない。

【解釈】

- 議会は言論の府です。議会は、議員相互間の積極かつ自由な討議により、合議制の機関としての機能を発揮することができます。議員はこのことを深く認識し、議会内部での議論を活発にし、団体意思を決定するための議会意思の形成に努めなければなりません。

【用語】

○言論の府

議会は、市の政策等を公正、中立な立場で議論する中心的役割を果たす場であることを意味します。

○合議制の機関

議会は、複数の議員が集まって議論し、決定する機関であることを意味しています。

○議会意思の形成

議会が決定する意思には、団体意思（米原市の意思）と機関意思（市議会内部の意思）があります。議会の意思決定は最終的には多数決の原理により決定されますが、なぜそのような結果になったのかを市民に分かりやすく説明するためには、そこに至る議論の経過が非常に重要です。議会意思の形成とは、最終的な議会の意思決定に至った議論の論点、争点とその内容、経過を含む意思形成の総体をいいます。

(政策討論会)

第5条 議会は、市政に関する課題および政策等ならびに市民からの請願または陳情に対し、議会としての共通認識と議会意思の形成を図るため必要があると認めるときは、政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□市政に関する課題、政策等や市民からの請願等に対し、議員間の自由かつ達な討議の場を設け、共通認識と議会意思の形成を図るために、必要に応じて政策討論会を開催することとします。

□政策討論会に関する事項は、別に定めることとします。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会の構成員として、自己研さんに努め、常に市民全体の利益を行動の指針とすること。

(2) 議員が相互に平等であることを認識し、議員相互の自由討議による議会意思の形成を尊重すること。

【解釈】

□議員の活動に関する基本的な原則を明確にします。

◇議会の構成員としての自覚を持ち、自己の研さんに努め、一部の団体や地域の個別的利益にとらわれず、市民全体の利益のために活動することを明らかにします。

◇議員は相互に平等であることを自覚し、単なる多数決ではなく、結果に至るまでの議員相互間の自由な討議による議会意思の形成を尊重することを明らかにします。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を常に自覚するとともに、法および条例を規範とし、これを遵守しなければならない。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

【解釈】

□議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、法および条例を規範とし、これらを遵守し

なければなりません。

□議員の政治倫理条例は別に定めます。

(会派の設置)

第8条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成し活動する。

【解釈】

□会派の最小単位は2人とし、理念を同じくする議員で構成し活動します。

【用語】

○会派

議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいいます。

第4章 市民と議会の関係

(情報の公開と説明責任)

第9条 議会は、議会意思の形成および議決権に基づく市の意思決定に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、原則として議会の活動に関する情報を市民に公開するものとする。

3 議会は、本会議、委員会および次に掲げる会議（以下「会議等」という。）を公開する。ただし、当該会議等において秘密会の議決があった場合はこの限りではない。

(1) 議員全員協議会

(2) 政策討論会

4 前項に掲げる会議等の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

5 公開用の会議等の記録に関し非公開とすべき事項等必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□議会は、議会意思の形成と議決権の行使に基づく市の意思決定に関し、市民に対する説明責任を有することを明らかにします。

□市民に対する説明責任を果たすため、原則として議会の活動に関する情報を公開することを明らかにします。

□本会議、委員会、議員全員協議会、政策討論会の各会議を原則公開とします。ただし、これらの会議の開催に当たり秘密会とされた場合は公開の対象とはなりません。

□会議等の傍聴に関し必要な事項は、別に定めます。

□公開用の会議の記録について、非公開とすべき事項等必要な事項は別に定めます。

(専門的知見等の活用)

第10条 議会は、議案の審査または政策等もしくは市の事務事業の評価に関し必要があると認めるときは、参考人制度および公聴会制度を積極的に活用し、議会意思の形成過程における討議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、議案の審査、政策等または市の事務事業の評価その他必要があると認めるときは、専門的知見を有する学識経験者等を招致することができる。

3 議会は、学識経験者等の招致の決定を閉会中においては議長に委任することができる。

4 議長は、前項による決定をしたときは、直近の会期における会議で議会に報告しなければならない。

5 公聴会および参考人に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□議会は、議案の審査や政策等の評価、市の事務事業の評価に関し、議会意思の形成過程における討議に反映させるため、公聴会制度、参考人制度の活用があると認めるときは、積極的にこれを活用します。

□複雑、高度化する行政課題や議会自らの自己変革に対し、的確な判断を得るために専門的知見を有する者に調査を依頼し、またはそのような方を議会に招致して、議会意思の形成を図ります。

□閉会中においても専門的知見を有する学識経験者等を招致し、その活用を図る必要が生じる場合があります。課題に即座に対応するために、閉会中においては議長にその権限を委任します。

□議長が、閉会中にこれらの者の招致を決定した場合は、次の定例会等の会議で議会に報告することを義務付けます。

□公聴会制度の活用、参考人制度の活用に関する手続き等の規定は、別に定めます。

【用語】

○参考人制度

利害関係人や学識経験者等の出席を求め、意見を聴取し、審議に役立てるための制度です。

○公聴会制度

重要な案件等の審査を周到に行うために直接住民に意見を聴くために開催するものです。

(議会報告会)

第 11 条 議会は、議員および市民が議会における審議結果等について意見交換をする議会報告会の場を設け、積極的な政策提言および政策評価に努めるものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□議会報告会を開催し、そこで得られた市民の生の声を議会からの政策提言や市長等の市政運営に対する政策評価に活かすことに努めます。

□議会報告会の運用等に関しては、別に定めます。

【用語】

○議会報告会

議会報告会は、議会が議会における審議結果等を市民に対し説明する場として、また市民との意見交換を通じて政策提言、政策評価につなげるための市民意識を発見する場として開催します。

(請願および陳情の取扱い)

第 12 条 議会は、請願または陳情の審議に当たり、請願者または陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願に基づく意見書の関係機関への提出後における当該機関の処理について必要と認めるときは、経過の状況の説明を求めることができる。

3 請願および陳情に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□市民からの請願または陳情の審議、審査に当たっては、原則として請願者の意見を聴く機会を設けるものとします。

□議会は、請願に基づく意見書の関係機関への提出に関し、当該機関における処理の経過状況について説明を求めることができることとします。この権限は法律に基づいたものではありませんが、条例に明記し、積極的に活用することで請願者の願意に答えようとするものです。

□請願および陳情の手続き等の取扱いに関しては、別に定めます。

【用語】

○請願

請願権は、憲法第 16 条で明記されている国民の権利です。請願とは、主として市が所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、またはとらないように希望し、議員を紹介者とし

て申し出る権利です。

○陳情

主として市が所管する事項に関し、利害関係のある者がその実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為（法定の権利ではないということ。）をいいます。

第5章 議会と市長等との関係

（議員と市長等の関係）

第13条 議員と市長等および市の職員との関係は、次に定めるところにより常に緊張ある関係の保持に努めなければならない。

（1） 議会の本会議における代表質問および一般質問は、広く市政上の論点、争点を明確にして行うものとする。

（2） 市長等および市の職員は、会議等において議員の質疑および質問に対し、議長または委員長の許可を得て反問することができる。

2 議長は、会議等の開催のため必要があると認めるときは、市長等に対し会議等への出席を求めることができる。

【解釈】

□議員と市長等および職員との関係について、以下に掲げる事項により常に緊張ある関係の保持に努めます。このことにより、議論における論点、争点の明確化を図ります。

◇本会議における代表質問、一般質問は、論点、争点を市民に分かりやすく伝えるように行います。

◇会議等において市長等および職員に議員の質問、質疑に対する反問権を与えます。このことにより、よりかつ達な議論を期待するとともに、論点、争点の明確化を図ります。

【用語】

○質問（代表、一般）

本会議において議員が市の行政全般にわたり市長等に対し事務の執行状況や将来の方針等の所信を質し、報告を求め、または疑義を質すことをいいます。会派の代表者が行うものを代表質問、議員が行うものを一般質問といいます。

（市長等に説明を求める内容）

第14条 議会は、市長等が提案する政策等および議案について、その審議における論点、争点を明確にし、かつ、政策等の水準を高めるため市長等に対し次に掲げる事項について明らか

にするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 政策等の提案までの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 関係法令および条例
- (5) 米原市総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果および経費

【解釈】

□市長等が提案する政策等および議案について、議会における審議で論点および争点を明確にし、議論を通じて政策等の水準を高めることに資するため、市長等に対し以下の事項について明確にするよう説明を求めることとします。

◇なぜその政策が必要なのかその背景には何があるのか。

◇政策等を提案するまでにどのような経過を経ているのか。

◇他の類似自治体における同じような政策等は実施されているか、またそれとの比較は。

◇根拠となり、または関係する法令はなにか。

◇市の総合計画との関係はどうか。

◇財源措置はどうするのか。

◇将来この政策等を継続した場合の効果と将来経費はどうなるのか。

(議決事件の追加)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件は、政策等のうち市政の各分野における基本的な方向性を定めるものの策定または変更もしくは廃止で、次に定めるものとする。ただし、軽微な変更は除くものとする。

- (1) 米原市総合計画基本構想および基本計画
- (2) 米原市都市計画マスタープラン
- (3) 米原市教育振興基本計画

2 議会および市長等は、前項各号に定めるもののほか、議会の議決に付すべき事件を定めることができる。

【解釈】

□議会の議決する事件は法第96条第1項で各号列記されています。同法第2項は、条例で議決事件を追加することができるとしています。

現代社会における行政執行に関しては、先ず行政計画を策定しこれに基づいて事務執行することが主流となっています。現代行政の手法に対処するため、議決事件を追加し議会の議決権を行使することで市政の発展に寄与します。ただし、軽微な変更については議決事件とはせず、双方協議の上取扱いについて決定するものとします。

個別の議決事件として追加する事件は以下のとおりです。

◇市の総合計画基本構想とこれに基づく基本計画

◇市の土地利用の基本となる都市計画マスタープラン

◇市の教育に関する基本計画となる教育振興基本計画

【用語】

○議決事件の追加

法第96条第2項に基づき、条例で議会の議決事件として明記すれば、同法第1項の各号に列記された議決事件と併せて議会の議決事件とすることができます。

第6章 委員会

(委員会設置の目的および活動指針)

第16条 議会は、議案、政策等および市の事務事業を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、それぞれの分野ごとに専門性を考慮した委員会を設置し活用する。

2 委員会は、付託議案の審査および所管事項の調査等に当たり論点、争点を明確にし、議会意思の形成に寄与するため、議員間の自由討議を重んじた運営に努めるものとする。

【解釈】

□市長等の行う行政事務は、福祉、産業振興、建設、教育などいくつかの分野ごとに分かれています。付託された議案、分野ごとの政策等および市の事務事業を効率的かつ詳細に審査するため、また各分野で発生する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、それぞれの分野ごとにその専門性を考慮した委員会を設置し活用を図ります。

□委員会における付託議案の審査、所管事項の調査、付託案件の調査に当たっては、論点、争点を市民に分かりやすく明示し、議会における議会意思の形成にも役立たせるため、議員間の自由な討議を重んじた委員会運営を図ります。

【用語】

○委員会

議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されるものをいいます。複雑専門化する現代行政に対処するため、本市議会では各専門分野において委員会を設置し、専門性を活かした委員会審査を重視しています。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第17条 会派または議員は、政務活動費の交付を受けたときは、それが公金であることを認識し、米原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年米原市条例第9号）を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派または議員は、その用途について透明性を確保するとともに市民に対し説明責任を果たさなければならない。

【解釈】

□政務活動費の交付を受けた会派または議員は、米原市政務活動費の交付に関する条例を遵守する義務があることを明確にします。

□政務活動費の交付を受けた会派または議員は、その用途に関し透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任の義務があることを明確にします。

【用語】

○政務活動費

法律および条例の規定に基づき、会派および議員の調査研究活動や市政の課題、市民の意思を把握し市政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付されるものです。

第8章 議会の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため、議会事務局の調査および法務機能の充実強化を図るよう市長と協議することができる。

【解釈】

□議員の政策提言能力、政策評価能力の向上のため、議会事務局の調査および法務能力の強化に努めます。

(議会図書室)

第 19 条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため議会図書室における図書の充実に努めるものとする。

【解釈】

□議員の政策提言能力の向上、政策評価能力の向上を図るため、議会図書室における図書の充実に努めます。

(附属機関の設置)

第 20 条 議会は、議会内部における検討課題の諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

2 前項に定める附属機関を設置するときは、広く市民を交えたものとする。

【解釈】

□議会の内部における検討課題に関し、市民の意見を議会の内部意思の決定に反映させる必要があるときは、別途条例に基づき議会内部に諮問機関として附属機関を設置することができることとします。

□附属機関を設置する場合は、広く市民の意見を取り入れるように配慮するものとします。

【用語】

○附属機関

議会の諮問に基づき、議会の内部における検討課題等に関し広く市民を交えた諮問機関に諮問することで、議会の運営等に市民の意見を参酌し、的確な判断をするための手段として設置する機関をいいます。

(議会広報等)

第 21 条 議会は、議会広報等の広報媒体を通じ、議会の活動を広く市民に周知するよう努めるものとする。

【解釈】

□市民への情報提供のため、議会広報や伊吹山テレビ等による議会放送等を通じて、議会活動の情報発信に努めます。

(議員研修の充実強化)

第 22 条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、新たに議員となった者に対し、就任後速やかに研修を行わなければならない。

【解釈】

□議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。

□新たに議員となった者に対し、就任後速やかにこの条例に関する研修を実施し、この条例の理念の浸透を図ります。

(議員派遣)

第 23 条 議会は、議案、政策等および市の事務事業に関する調査その他必要があると認めるときは、議員を派遣することができる。

2 議会は、前項に掲げる議員派遣について、閉会中にある場合は議長にその権限を委任することができる。

3 議長は、前項の規定により議員を派遣したときは、直近の会期における会議で議会に報告しなければならない。

4 議員派遣に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□法第 100 条第 13 項に規定の議員派遣について、派遣の根拠を明確にします。

□閉会中に緊急に議員を派遣する必要がある場合は、議長に議員派遣の決定の権限を委任し、即座の対応を図ります。この場合議長は直近の会期における会議で議会に報告をするものとします。

□議員派遣に関する手続的な事項は、別に定めます。

【用語】

○議員派遣

法第 100 条第 13 項に規定されている「議員の派遣」をいいます。市以外の関係機関への意見書提出や、市の事務に関する類似団体の調査などで議員を派遣することをいいます。

(財政上の措置)

第 24 条 議会は、この条例の理念を具現化し、議決機関としての権能を確保するとともに、円滑な議会運営および市民に開かれた議会の実現を図るため、必要な予算の確保について市長に求める。

2 議会は、予算を伴う施策提言および政策立案をしようとするときは、財政上の措置等について、必要に応じ市長等と協議する。

【解釈】

□地方自治法では予算の調整権および執行権は、市長に専属する権限とされています(法第 149 条)。よって、議会には予算調整権はなく、議会に関する予算は、市長の予算調整権の下、市長に対し予算要求をするという現状にあります。この規定は、二元代表制の一翼を担う議会として、この条例の目的を達成するために必要となる予算に関し、条例に財政上の措置として明記し、その手続を明確にすることで、この条例の理念に基づく施策遂行に必要な財政上の措置を確保する道を開こうとするものです。

□市長は、予算を伴う施策提言を行う場合には、法第 222 条で、「新たに議決すべき議案について予算を伴うこととなるものについては、必要な予算上の措置が講ぜられる見込みが得られるまでは、議案を議会に提案してはならない。」とされています。議員が予算を伴う条例案等を立案する場合であっても、同法の趣旨から、市長等と十分協議することとします。

第 9 章 議員報酬および議員定数の見直し

(議員報酬改定の手続)

第 25 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第 20 条に規定する付属機関を設置し、付属機関における議論を十分に参酌するものとする。

【解釈】

□議員報酬については、別に定めます。

□議員報酬の改正に当たっては、市民の意見を聴取するため、付属機関を設置し、そこでの議論を十分に参酌するものとします。

(議員定数改正の手続)

第 26 条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改定に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第 20 条に規定する附属機関を設置し、附属機関における議論を十分に参酌するものとする。

【解釈】

□議員定数については、別に定めます。

□議員定数の改正に当たっては、市民の意見を聴取するため、附属機関を設置し、そこでの議論を十分に参酌するものとします。

第 10 章 最高規範性および見直し手続

(最高規範性)

第 27 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例または規則等を定めてはならない。

【解釈】

□この条例は、議会における最高規範であることを明確にし、議会に関する他の例規の制定および改正に関してもこの条例の趣旨を尊重しなければなりません。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、4 年に 1 回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例または規則等の改正が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

【解釈】

□この条例を形骸化することがないように 4 年に一度、または必要に応じ、目的が達成されているかどうかの検証を行うことを明確にします。見直しの検証は議会運営委員会で行うものとします。

□前項の見直しの結果、この条例および議会に関する他の例規の見直しが必要なときは、適切な措置を講ずることを明確にします。

付 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。